

多可町国民保護計画

資料編

令和4年度（令和5年3月）修正

多可町国民保護協議会

目次

1. 多可町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例-----	資	1
2. 多可町国民保護協議会条例-----	資	2
3. 多可町国民保護協議会委員構成-----	資	3
4. 関係機関連絡先-----	資	4
4-1 警報等を通知する関係団体等-----	資	4
4-2 関係機関連絡先-----	資	7
5. 避難実施要領パターン（例）-----	資	9
5-1 弾道ミサイル攻撃の場合-----	資	9
5-2 ゲリラ・特殊攻撃部隊による攻撃の場合-----	資	11
6. 避難所及び救護所設置予定施設-----	資	16
6-1 避難所（令和5年2月現在）-----	資	16
6-2 救護所設置予定施設-----	資	18
7. 地域防災計画を踏まえた備蓄品目及び備蓄基準等-----	資	19
8. 救援の程度及び基準-----	資	22

1. 多可町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、多可町国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織位置)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、多可町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 多可町国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、多可町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(補則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 多可町国民保護協議会委員構成

	役 職 名
会 長	多可町長
1号委員	近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫県担当）農林水産技官
1号委員	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所糶屋ダム管理所長
2号委員	陸上自衛隊第8高射特科群第343高射中隊長
3号委員	兵庫県北播磨県民局長
3号委員	兵庫県西脇警察署長
4号委員	多可町副町長
5号委員	多可町教育長
5号委員	北はりま消防組合西脇消防署長
6号委員	多可町技監
6号委員	多可町少子化対策担当理事
6号委員	多可町行財政改革担当理事
6号委員	多可町地域共生担当理事
6号委員	多可町防災環境担当理事
6号委員	多可町教育担当理事
7号委員	関西電力送配電(株)兵庫支社姫路電力部配電営業所長
7号委員	西日本電信電話(株)兵庫支店設備部マネジメント担当災害対策室長
7号委員	(株)ウイング神姫西脇営業所長
7号委員	(社)兵庫県トラック協会北播支部長
8号委員	多可町消防団長
8号委員	西脇市多可郡医師会長
8号委員	多可町社会福祉協議会長
8号委員	多可町区長会選出委員
	委員数：22人

1号委員：指定地方行政機関、2号委員：自衛隊、3号委員：県職員、4号委員：副町長、

5号委員：教育長及び消防長、6号委員：町職員、7号委員：指定公共機関等、8号委員：知識又は経験を有する者

4. 関係機関連絡先

4-1 警報等を通知する関係団体等

町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、以下の関係団体等に、防災行政無線同報系、電話等により通知する。

【警報等を通知又は伝達する関係機関等】

種類	名称
認定こども園、児童館等	あさかこども園、みどりこども園、四恩こども園、ちびっこランドらくえん、キッズランドかみ、キッズランドやちよ、いちれつ学園、医療福祉センターのぎく、中児童館、みなみ児童館、子育てふれあいセンター、兵庫県立北はりま特別支援学校
小学校	中町北小学校、中町南小学校、杉原谷小学校、松井小学校、八千代小学校
中学校	中町中学校、加美中学校、八千代中学校
高校	多可高等学校
病院	医療福祉センターのぎく、多可赤十字病院、おひさまにここクリニック、近藤内科消化器医院、矢持医院、ながお整形外科、山本医院、杉原谷診療所、松井庄診療所、八千代診療所、伊藤医院
その他	宅老所ろまん（有料老人ホームほうわ）、グリーンビラ妙見、グリーンビラ那珂、しあわせ荘、りんりんの里、パワーリハビリ倶楽部、多可赤十字老人保健施設、清爽の里、矢持医院、かみ総合福祉センター、やすらぎの郷、老人福祉センター「春蘭荘」、こはらの郷、はなの家、ヘルシービラ加美、ゆりの荘、きじの荘、楽久園、こぶしの里、悠久の里、指定障がい者支援施設ふるさと寮、指定障がい者支援施設「ひのもと青年寮」、いちれつ学園、障がい生活援助センターようぼく、社会福祉法人養徳会いちれつ学園、医療福祉センターのぎく、passo、AVAN、あすなろの郷、ぴいす、ネクスト八千代工場、Esporte、こもれびの家、梅花荘、ホームひまわり、みどりの家、あすなろの郷、よつば、ほのぼの園、Scube 主な官公庁、大規模集客施設、大規模集合住宅

種類	施設名	住所	電話番号
認定こども園 児童福祉施設 等	あさかこども園	中区安坂 495	0795-32-0026
	みどりこども園	中区牧野 52	0795-32-3927
	四恩こども園	中区曾我井 896-7	0795-32-2915
	ちびっこランドらくえん	八千代区俵田 111-22	0795-37-0174
	キッズランドかみ	加美区的場 82-1	0795-30-7770
	キッズランドやちよ	八千代区仕出原 353	0795-37-0001
	いちれつ学園	中区牧野 28	0795-32-2216
	医療福祉センターのぎく	中区牧野 183-1	0795-32-3246
	中児童館	中区高岸 425-6	0795-32-4328
	みなみ児童館	加美区的場 68-1	0795-35-1420
	子育てふれあいセンター	中区岸上 224-17	0795-32-4318
	兵庫県立北はりま特別支援学校	中区間子 602-1	0795-32-3672
	小学校	中町北小学校	中区鍛冶屋 434
中町南小学校		中区森本 152-1	0795-32-0011
杉原谷小学校		加美区市原 59	0795-360009
松井小学校		加美区熊野部 835	0795-35-0001

	八千代小学校	八千代区中野間 1137	0795-37-0033
中学校	中町中学校	中区奥中 588	0795-32-0009
	加美中学校	加美区豊部 300	0795-35-0300
	八千代中学校	八千代区中野間 680	0795-37-0049
	多可高等学校	中区田野口 327-3	0795-32-3214
病院	医療福祉センターのぎく	中区牧野 183-1	0795-32-3246
	多可赤十字病院	中区岸上 280	0795-32-1223
	おひさまにこにこクリニック	中区天田 43-1	0795-30-0130
	近藤内科消化器医院	中区中村町 397	0795-32-3990
	矢持医院	中区安坂 40	0795-32-0059
	ながお整形外科	中区安坂 71-1	0795-32-5100
	山本医院	中区森本 23-4	0795-32-3864
	杉原谷診療所	加美区市原 44	0795-36-0212
	松井庄診療所	加美区寺内 251	0795-35-0029
	八千代診療所	八千代区下村 109-1	0795-37-2010
	伊藤医院	八千代区中野間 1107-3	0795-37-0235
その他	宅老所ろまん (有料老人ホームほうわ)	中区安楽田 980-43	0795-30-2580
	グリーンビラ妙見	中区牧野 166-25	0795-30-0870
	グリーンビラ那珂	中区牧野 166-9-1	0795-32-5165
	しあわせ荘	中区鍛冶屋 763-3	0795-32-3330
	りんりんの里	中区鍛冶屋 763-4	0795-32-3330
	パワーリハビリ倶楽部	中区鍛冶屋 846-2	0795-30-2708
	多可赤十字老人保健施設	中区岸上 280-19	0795-32-1265
	よつば	中区岸上 415	0795-38-8839
	清爽の里	中区中村町 377-1	0795-30-0555
	ほのぼの園	中区中村町 377-1	0795-21-9033
	矢持医院	中区安坂 36-2	0795-30-0030
	かみ総合福祉センター	加美区市原 41	0795-30-8151
	やすらぎの郷	加美区市原 40-1	0795-30-8153
	こはるの郷	加美区大袋 194-1	0795-20-7095
	はなの家	加美区門村 533	0795-36-0903
	ヘルシービラ加美	加美区多田 430-10	0795-35-0777
	ゆりの荘	八千代区俵田 111-27	0795-37-0174
	きじの荘	八千代区俵田 111-27	0795-37-1126
	楽久園	八千代区俵田 111-27	0795-37-0174
	こぶしの里	八千代区俵田 111-60	0795-37-2250
	悠久の里	八千代区俵田 111-60	0795-37-2250
	指定障がい者支援施設 ふるさと寮	中区岸上 687-1	0795-32-3211
	指定障がい者支援施設 「ひのもと青年寮」	中区牧野 29	0795-32-2216
	いちれつ学園	中区牧野 28	0795-32-2216
	障がい者生活援助センター ようぼく	中区鍛冶屋 719-14	0795-32-3505
	医療福祉センターのぎく	中区牧野字国木谷 183-1	0795-32-3246
	p a s s o	加美区豊部 483	0795-21-6271
	A V A N	中区森本 809-15	0795-20-7325
	あすなろの郷	八千代区中野間 131	0795-37-1349
	ぴいす	八千代区中野間 131	0795-37-1349
	ネクスト八千代工場	八千代区下村 69-1	0795-37-2701

E s p o r t e	八千代区中野間 714	0795-37-1800
こもれびの家	八千代区中野間 275-111・275-110	0795-37-2888
梅花荘	中区奥中 970-9	0795-32-4599
ホームひまわり	中区安坂 474-2	0795-32-0272
みどりの家	加美区市原 40-1	0795-36-1080
S - c u b e	中区安坂 64	0795-38-7692

4-2 関係機関連絡先

(1) 町及び関係機関等

名 称	所 在 地	電話番号
< 役場・地域局 >		
多可町役場	中区中村町 123	0795-32-2380
加美地域局	加美区豊部 250	0795-35-0080
八千代地域局	八千代区中野間 650	0795-37-0250
< 警察 >		
西脇警察署	西脇市郷瀬町 666	0795-22-0110
中町交番	中区中村町 77-1	0795-22-0110
杉原谷駐在所	加美区丹治 500-1	0795-22-0110
松井庄駐在所	加美区的場 68-7	0795-22-0110
貴船駐在所	八千代区中野間 672-4	0795-22-0110
大和駐在所	八千代区大和 915-6	0795-22-0110

各交番・駐在所への連絡は、警察署の代表電話番号 0795-22-0110 から交換を通じてかける。

< 消防 >		
北はりま消防本部	西脇市野村町 1796-502	0795-27-8119
西脇消防署	西脇市野村町 1796-502	0795-22-0119
西脇消防署多可出張所	中区茂利 243-1	0795-32-0119
西脇消防署多可北出張所	加美区豊部 240	0795-35-0119
西脇消防署多可南出張所	八千代区中野間 650	0795-37-0119
< 関係機関・団体等 >		
西脇多可行政事務組合 (みどり園)	西脇市富吉南町 262-1	0795-23-2808
西脇多可行政事務組合 (西脇多可広域斎場)	西脇市寺内 519	0795-22-3644
氷上多可衛生事務組合	丹波市山南町南中 45	0795-77-0404
西脇市多可郡医師会	西脇市下戸田 128-1	0795-23-3402
多可町社会福祉協議会	中区糶屋 434-11	0795-32-3425

(2) 県、国及び防災関係機関等

名 称	所 在 地	電話番号
<兵庫県>		
兵庫県庁	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-341-7711
兵庫県災害対策センター	神戸市中央区中山手通 5-2	078-362-9898
兵庫県危機管理部災害対策課	〃	078-362-9988
兵庫県北播磨県民局	加東市社字西柿 1075-2	0795-42-5111
兵庫県北播磨県民局総務企画室 総務防災課	〃	0795-42-9309
兵庫県消防防災航空隊	神戸市中央区港島中町 8-1	078-303-1192
<指定地方行政機関>		
近畿農政局淀川水系土地改良調査 管理事務所 糶屋ダム管理所	中区糶屋 677-7	0795-32-0016
近畿農政局兵庫県拠点	神戸市中央区海岸通 29	078-331-5924
<自衛隊>		
陸上自衛隊青野原駐屯地第8射特科 群第343高射中隊	小野市桜台 1	0794-66-7301
<指定公共機関>		
西日本電信電話(株)兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11	078-393-9440
関西電力送配電(株)兵庫支社 姫路電 力部社配電営業所	加東市社 1446-1	0800-777-3081
<指定地方公共機関>		
(株)ウイング神姫西脇営業所	西脇市下戸田 270-58	0795-22-7374
(一社)兵庫県LPガス協会	神戸市中央区中山手通 7-28-33	078-361-8068
(社)兵庫県トラック協会北播支部	西脇市落方町 8-15	0795-27-1056

5. 避難実施要領パターン（例）

5-1 弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（一例）

多可町長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

(※) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要。過去に経験のない事案では「正常化の偏見」（希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないこと）が存在する。

(※) 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、町域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

(※) 全国瞬時警報システム（J-alert）が配備された場合には、国において、各市町村の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ町、消防機関、県警察等に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援マニュアル」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・町民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

5-2 ゲリラ・特殊攻撃部隊による攻撃の場合

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領 (一例)

多可町長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、多可町○○ダムにおいて武装した空挺部隊が急襲し、ダム破壊には至らなかったものの、逃走した武装作業員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、多可町○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

(※) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

多可町は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時集合場所であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、町車両及び民間大型バスにより、多可町○○地区・○○小学校(又は○○町○○地区・○○小学校)へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(※) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時集合場所に徒歩により集まり、当該一時集合場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

(※) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 町の体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

国からの指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

イ 町職員の現地派遣

町職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の多可町〇〇地区・〇〇小学校（又は町域外の〇〇市〇〇地区・〇〇小学校）に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している町職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約200名、A公民館、町保有車両×4、〇〇バス2台

(イ) B地区

約200名、B公民館、〇〇バス4台

(ウ) C地区

約100名、C公民館、〇〇バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

(※) バス等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

(※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

(※) 夜間では暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

(※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、町広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難の支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
 - 町は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援チーム」を設置し、「避難の支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
 - a ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、町社会福祉協議会が対応する。
 - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援チーム」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

- ア 町職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」(希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないこと)を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

町の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 町の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町長、消防吏員、警察官等に通報するよう促す。
- カ 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。
- 多可町対策本部 担当 △山○男
TEL 0795-××-××××
FAX 0795-××-××××

(9) 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割
別に示す。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び町職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：多可町役場
- オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、多可町〇〇地区・〇〇小学校及び〇〇公民館（又は町域外の〇〇市〇〇地区・〇〇小学校及び〇〇公民館）とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県（及び〇〇市）の支援を受ける。

6. 避難所及び救護所設置予定施設

6-1 避難所（令和5年2月現在）

整理 番号	施設名	住所	収容人員(人)		施設の面積 (㎡)		電話 番号	F A X
			上段1人あたり2㎡ 下段1人あたり7㎡		屋内	屋外		
			屋内	屋外				
1896	キッズランドやちよ	八千代区仕出原 353	200 57	1,000 286	400	2,000	37-0001	37-2222
1897	ささゆりふれあいセンター	八千代区中野間 131	100 49	500 143	200	1,000	37-0360	37-1547
1898	ガルテン八千代体育館	八千代区中野間 363-13	450 129	13,000 3,714	900	26,000	37-1520	-
1899	中央公園北アリーナ	中区岸上 281-22	375 107	2,050 586	750	4,100	32-3257	32-4131
1900	健康福祉センター「アスパル」	中区岸上 281-51	550 157	500 143	1,100	1,000	32-5151	32-1937
1901	農村婦人の家	中区中安田 509-2	50 14	100 29	100	200	32-2005	-
1902	農村環境改善センター「グリーンプラザ」	中区曾我井 613-1	100 29	150 43	200	300	32-5012	32-5012
1904	八千代中学校	八千代区中野間 680	435 124	3,050 871	870	6,100	37-0049	37-1609
1905	八千代コミュニティプラザ	八千代区中野間 650	350 100	150 43	700	300	37-0250	37-0556
1906	八千代小学校	八千代区中野間 1137	550 157	3,100 886	1,100	6,200	37-0033	37-0644
1908	中町中学校	中区奥中 588	595 170	9,650 2,757	1,190	19,300	32-0009	32-4317
1909	中町北小学校	中区鍛冶屋 434	330 94	4,900 1,400	660	9,800	32-0012	32-4316
1910	文化会館「バルディーホール」	中区中村町 135	125 36	500 143	250	1,000	32-1300	32-4060
1911	旧中町幼稚園	中区岸上 224-17	125 36	1,800 514	250	3,600	32-2816	32-4318
1912	隣保館「ふれあいセンター」	中区天田 340-1	50 14	100 29	100	200	32-1389	32-1389
1913	中町南小学校	中区森本 152-1	367 105	3,600 1,029	734	7,200	32-0011	32-4315
1914	中コミュニティプラザ	中区茂利 20	125 36	200 57	250	400	32-1250	32-4142
1915	加美中学校	加美区豊部 300	668 191	7,100 2,029	1,336	14,200	35-0300	35-0202
1916	加美体育館	加美区豊部 250-1	475 136	900 257	950	1,800	35-0080	35-0316
1917	加美コミュニティプラザ	加美区豊部 250	300 114	250 71	600	500	35-0080	35-0316
1918	松井小学校	加美区熊野部 835	245 70	2,900 829	490	5,800	35-0001	35-0112
1919	加美北部体育館	加美区清水 783-1	220 63	500 143	440	1,000	-	-
1920	杉原谷小学校	加美区市原 59	255 73	2,850 814	510	5,700	36-0009	30-8006
1921	ビジターセンター「那珂ふれあい館」	中区東山 539-3	159 45	300 86	318	600	32-0685	30-2730
-	多可高等学校	中区東山 553	404 115	-	808	-	32-3214	32-3375

－	稲荷コミュニティセンター	中区糞屋 434-11	450 129	－	900	－	32-3591	32-3591
－	キッズランドかみ	加美区的場 82-1	107 31	1,050 300	215	2,100	30-7770	－
－	モルゲンハイト八千代	八千代区下村 109-1	105 30	360 103	210	720	37-2010	37-2030
－	なごみの里山都	八千代区大和 1520-1	57 16	600 171	113	1,200	38-0753	38-0754
合計			8,322 2,379	61,160 17,919	16,644	122,320		

6-2 救護所設置予定施設

No.	施設名	住所	収容人員（人） 上段1人当たり2㎡ 下段1人あたり7㎡		施設の面積 （㎡）		電話 番号
			屋内	屋外	屋内	屋外	
1	中町北小学校（体育館）	中区鍛冶屋 434	425 121	4,900 1,400	850	9,800	32-0012
2	中町南小学校（体育館）	中区森本 152-1	625 179	3,600 1,029	1,250	7,200	32-0011
3	杉原谷小学校（体育館）	加美区市原 59	350 100	2,850 814	700	5,700	36-0009
4	松井小学校（体育館）	加美区熊野部 835	410 117	2,900 829	820	5,800	35-0001
5	八千代小学校（体育館）	八千代区中野間 1137	550 157	3,100 886	1,100	6,200	37-0033
合計			2,360 674	17,350 4,958	4,720	34,700	

7. 地域防災計画を踏まえた備蓄品目及び備蓄基準等

◆備蓄体制等の整備（多可町地域防災計画より）

第1 基本方針

町及び防災関係機関は、次の点を基本方針に備蓄体制を整備する。

- 1 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。
- 2 町民が各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。
- 3 町民の備蓄を補完するため、被害想定における最大避難者数を基準に、コミュニティ等のきめ細かな単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努めるとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努める。
- 4 災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄に努める。
- 5 町は、県地震被害想定が多可町直下断層地震の避難者数2,241人を想定した1日分の現物備蓄を目標とする。

■備蓄目標量 [避難人口2,241人（直下断層地震による避難人口）]

備蓄品目	重要物資確保の基準について	目標量
アルファ化米等	指定避難所生活者数の3食分と災害対策要員の3日分を備蓄 $(2,241 \times 3 + 300 \times 9) \approx 9,500$	9,500食
毛布	指定避難所生活者数を備蓄	2,241枚

第2 食料

1 備蓄、調達

(1) 食料給与対象者

- ① 指定避難所等に收容されている被災者
- ② 住家が被害を受け、炊事ができない者
- ③ 病院、宿泊施設等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- ④ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

(2) 目標数量

町民等は、各々次表の区分に従って備蓄をするよう努める。

区 分	町民による備蓄	行政による備蓄	
		町による備蓄	県による備蓄
発災から4日間	1人3日分 → (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
発災から5日目		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄) ↓	
発災から6日目			被災者の1日分 相当量 (現物又は 流通在庫備蓄)
合 計	3日分	2日分	1日分

注) 矢印は、不足が生じた場合にカバーする手順を示す。

(3) 品目

一般に次のものを備える。また、高齢者や乳幼児のニーズへの配慮、現物備蓄または流通在庫備蓄以外の弁当、パン等の流通食品の弁当配給事業者、コンビニエンス事業者等からの協定に基づく調達にも十分配慮する。

- ① 炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
- ② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食

(4) 方法

町は、小学校レベル又はコミュニティ域で被災者2日分の食料を備蓄するが、発災後すぐの対応が必要になることから、きめ細かな単位で直接備蓄をするよう努める。

2 搬送等

町は、緊急輸送道路を活用した、被災者への食料の供給体制を整備する。

第3 生活必需物資

1 備蓄、調達

(1) 生活必需品給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 目標数量

食料の項に準じるが、幼児、高齢者等の災害時要援護者を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もる。

(3) 品目

発災から3日以内に、確実に必要になると考えられる品目について、重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮する。

(4) 方法

町は、小学校レベル又はコミュニティ域で備蓄する。

2 搬送等

食料の項に準ずる。

第4 応急給水

1 対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

2 目標数量

町（上下水道課）は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3リットルを給水することを目安に、給水体制を整備する。

■ 給水目標水準

給水目標日	1人1日給水目標量
災害発生から3日間	3リットル
4日～10日目	3リットル～20リットル
11日～20日目	20リットル～100リットル
21日目以降	100リットル～被災前の水準

3 供給体制

(1) 町は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。

(2) 町は、災害時における関係機関間の情報連絡や、指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、演習、訓練結果をふまえて給水資機材、マニュアル等の充実を図る。

(3) 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく、ブロック内市町間の演習や訓練等に参加し、円滑な飲料水の確保及び災害時給水体制の確立を図る。

(4) 停電を想定し、関西電力送配電と非常用発電機車の提供について協定を進める。

第5 医薬品等の備蓄

1 各医療機関に備蓄を奨励する。

2 発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意する。

8. 救援の程度及び基準

救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考
収容施設の供与	避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 1人1日当たり330円以内 (加算額)	1 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用 2 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 3 福祉避難所を設置した場合は、通常の実費を加算
	長期避難住宅の設置	(収容する期間が長期にわたる場合、又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、収容可)	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	1 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費 2 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合、集会等施設の設置可。規模及び設置費用は別に定める。 3 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設の設置可 4 長期避難住宅に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の借上げによる収容可
	応急仮設住宅	避難指示解除後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないもの	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。4 供与期間は2年以内 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考					
				2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出し その他による食品 の給与及び飲料水 の供給	炊き出しその他による食品の給与	・避難所に収容された者 ・武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事できない者 ・避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者	1人1日当たり 1,180円以内	1 主食、副食及び燃料等経費 2 被災者が直ちに食することができる現物による。					
	飲料水の供給	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者		1 季別及び世帯区分により1世帯当たり下表の額の範囲内 2 季別は、夏季（4月～9月）及び冬季とし、給与等を行う日をもって決定	次の品目の範囲内で現物による。 ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事用具及び食器 ・光熱材料					
			世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人増すごとに加算
	季別	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800	
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300		
医療の提供及び助産	医療	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内 3 施術所による場合 協定料金の額以内	1 救護班における実施が原則 2 急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（マッサージ、はり等）における医療の実施可 3 次の範囲内で実施 ・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護					
	助産	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の80/100以内の額	次の範囲内で実施 ・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給					
被災者の捜索及び救出		避難指示解除後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合で、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費					

救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考
埋葬及び火葬		武力攻撃災害の際死亡した者	1 体当たり 大人 213,800円以内 小人 170,900円以内	1 死体の応急的処理程度のものを行う。 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって行う。 3 次の範囲内で実施 ・棺（付属品を含む。） ・埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ・骨つぼ又は骨箱
電話その他の通信設備の提供		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	1 電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施 2 消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、通信設備設置費及び通信費
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理		避難指示解除後又は武力攻撃により新たな被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり イ 大規模破壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ロ 半壊(焼)に準ずる程度の損傷を受けた世帯 318,000円以内	1 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分に対して実施 2 現物をもって実施
学用品の給与		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書代 ・小中学校児童・生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ・高等学校等生徒 正規授業で使用する教材実費 2 文房具費及び通学用品費 (1人当たり) 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	現物をもって実施 1 避難指示が長期間解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可 2 小学校児童・中学校生徒 盲・ろう・養護学校の小学部児童、中学部生徒及び中等教育学校前期課程生徒 3 高等学校等生徒 高等学校(定時・通信制含む。)中等教育学校後期課程、盲・ろう・養護学校の高等部及び高等専門・専修・各種学校の生徒
死体の捜索及び処理	死体の捜索	避難指示解除後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費

救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考
	死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者の死体に関する処理（埋葬を除く。）	1 洗浄、縫合、消毒等 1 体当たり 3,500 円以内 2 一時保存 ・一時収容の既存建物借上費、通常の実費 ・既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 ※ドライアイス購入費等必要時当該地域の通常実費加算可	次の範囲で実施 ・死体の洗浄、縫合、消毒等の措置 ・死体の一時保存 ・検案（原則として救護班において実施）
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	障害物の除去	避難指示解除後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠かせない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者	市町村において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均 138,300 円以内	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費			当該地域における通常の実費	1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の捜索及び救出 4 死体の捜索及び処理 5 救済用物資の整理配分

- ※ 1 この表は、国民保護法施行令第 10 条第 1 項に基づき、内閣総理大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 25 年度内閣府告示第 229 号、平成 27 年度内閣府告示第 45 号）」において示されている内容を災害救助法による災害救助の基準（令和 4 年 4 月現在）にあてはめて整理したものである。
- ※ 2 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別基準を定める。
- ※ 3 救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定についての意見を申し出ることができる。